

第1章

Q&A等の各種公表資料で理解する KAMの概要と 導入スケジュール

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士

廣川 朝海

【この章のエッセンス】

- 海外とわが国の監査をめぐって、世界がどのように動いているのかを把握することは、海外の子会社管理のうえからも大切である。
- KAMは、会社の規模やビジネスにより、会社ごとにまったく違う記載がされる。しかし、KAMが何なのかを把握しておくことが大切である。
- 監査手続そのものは大きな変更はない。財務諸表を利用する人たちがわかりやすいKAMを作成することは大事である。KAMは直接的には、監査人が書くが、元は会社の財務諸表である。

はじめに

監査報告書に関して2018年7月5日に企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。監査報告書の記載方法も大きく変更されたが、監査報告書のなかに「監査上の主要な検討事項(K&A Audit Matters : KAM)」が含まれることになったのが一番の大きな変更となる。今までとまったく違う監査報告書が出されると関係者一同思っているはずである。金融庁(FSA)や、日本公認会計士協会(JICPA)、日本監査役協会といった関係各所からさまざまな文書が公表されている。2019年8月30日現在で、大きな影響のある文書を日付順に並べると次のようになる。

- ・2018年7月5日：企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」⁽¹⁾
- ・2018年11月30日：内閣府令54号「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」⁽²⁾
- ・2019年2月27日：JICPAから関連する監査基準委員会報告書(監基報)公表、特に監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の改正と監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が重要⁽³⁾
- ・2019年6月11日：日本監査役協会から「監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編」⁽⁴⁾
- ・2019年6月27日：JICPAから

ら監査・保証実務委員会実務指針85号「監査報告書の文例」の改正⁽⁵⁾

- ・2019年7月12日：JICPAから会長声明「監査上の主要な検討事項」の適用に向けて⁽⁶⁾
- ・2019年7月18日：JICPAから監査基準委員会研究報告6号「監査報告書に係るQ&A」⁽⁷⁾

また、6月11日に公表された日本監査役協会のQ&Aの後半が秋に公表される予定である。2019年9月6日に、「監査基準の改訂に関する意見書」、「中間監査基準の改訂に関する意見書」および「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されているが、基本的には、7月18日公表の「監査報告書に係るQ&A」までで大枠を理解することができ

る。書籍や新聞等、資料が公表されるタイミングで、適切な説明が多数行われていると思われるが、次々と重要な文書が公表されるので、戸惑うこともあるだろう。今回の特集により、大枠がわかって、少しは安心して新しい事態に対応できるようにするという方向性で、本章を書くことになっている。

KAMの記載を求められる会社